



海老名市告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月19日

海老名市長 内 野



1. 都市計画の種類及び名称

海老名都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

海老名市今里三丁目、大谷北二丁目、大谷南三丁目、上今泉二丁目、
上郷一丁目、杉久保北二丁目及び杉久保南二丁目地内

3 縦覧場所

海老名市まちづくり部都市計画課



海老名市告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画生産緑地地区を変更したことに伴い、次のとおり特定生産緑地の指定を解除した。

令和7年12月19日

海老名市長 内 野



1 全部解除

生産緑地 地区番号	位 置	面 積 (㎡)	備考
10	上今泉二丁目地内	590	生産緑地地区の 廃止に伴う解除
87	今里三丁目地内	828	生産緑地地区の 廃止に伴う解除
96	今里三丁目地内	1,573	生産緑地地区の 廃止に伴う解除
125	大谷北二丁目地内	1,313	生産緑地地区の 廃止に伴う解除
232	杉久保北二丁目地内	613	生産緑地地区の 廃止に伴う解除
237	杉久保南二丁目地内	2,100	生産緑地地区の 廃止に伴う解除

2 一部解除

生産緑地 地区番号	位 置	面 積 (㎡)	備考
108	大谷北二丁目地内	292 (一部解除後の面積 1,020)	生産緑地地区の縮 小に伴う一部解除

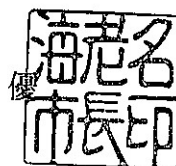


海老名市告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により海老名市医療センターの指定管理者を指定したので、海老名市医療センター設置条例（平成17年条例第19号）第11条の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月19日

海老名市長 内 野



1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市医療センター	海老名市さつき町41番地

2 指定管理者となる団体

海老名市さつき町41番地

一般社団法人海老名市医師会

会長 山田 博之

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで